

このコーナーは、福祉に関わるシンボルマークの趣旨を紹介します。

視覚障害者の 国際シンボルマーク

マークの意味は……？

このマークは、昭和54年に世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用で使用してよい」としています。

まずはインフラへの普及

日本では「社会福祉法人日本盲人福祉委員会」がこのマークを管轄しており、マークは主に、信号機やエレベーターなど社会資本（インフラストラクチャー）に使用されることが多いようです。例えば横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンを見かけることがあります。この信号機は視覚障害者が



視覚障害者の国際シンボルマーク

安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されたり、カッコーなどの鳥の声のメロディーが流れます。

そこで視覚障害者に気づいた健常者は、このマークのついた横断歩道に視覚障害者を誘導することができます。

どちらかといえば、「私は○○という障害があります」という自己主張型のマークではなく、周辺の人たちへの注意を促すマークといえるでしょう。

視覚障害者は、視覚による情報入手が困難なため周辺の人による気配りがとくに必要なたちです。このマークを見たら周囲をさり

げなく注意し、ユニバーサル社会実現の一翼を担っていききたいものです。

川下展開へ

社会福祉法人日本盲人福祉委員会では、シールを作成したり、同団体がつくる広報誌などに使用するなど、いろいろな機会を通じて広めるように活動していますが、普及度はまだこれからというのが現状です。今後は一般消費者用の商品への普及が重要になってきます。

たとえば、視覚障害者のための音声図書があるのならば、この本をこの書店では扱っていますというだけで、店の目立つところへこのマークを貼り出すことによって、周りの人へ広報し、このマークを見た人が視覚障害者へ「駅前の○○という書店に音声図書がありますよ」と教えてあげられる、というようないわゆる川下への展開が重要になってくるでしょう。

しかし、このマークの氾濫によってマークにふさわしくない商品に使用されること、かえって視覚障害者に危険がある場合も想定されますので、マークの使用を希望する場合は、同団体が事前にチェックし、安全対策にも力を入れています。